## (別表)

	(1)所得 <u>制限</u> 限度額 これ以上だと 児童1人につき月 5,000 円支給 (従来どおり)		(2)所得 <u>上限</u> 限度額【新設】	
			これ以上だと <b>支給なし(改正後)</b>	
扶養親族 等の人数	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622 万円	833.3 万円	858 万円	1,071 万円
1人	660 万円	875.6 万円	896 万円	1,124 万円
2人	698 万円	917.8 万円	934 万円	1,162 万円
3人	736 万円	960 万円	972 万円	1,200 万円
4人	774 万円	1,002 万円	1,010 万円	1,238 万円
5人	812 万円	1,040 万円	1,048 万円	1,276 万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得ベース)は、1人につき38万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、 実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制 限を確認します。